

地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から行政区を設置したことに伴い、下表の区域の住所の表示に次のとおり変更があったことを証明します。

住所の表示	
行政区設置前	行政区設置後
熊本市【町名】◇番◇号 熊本市【町名】◇◇番地◇	熊本市南区【町名】◇番◇号 熊本市南区【町名】◇◇番地◇

平成 年 月 日

熊本市長

印

■南区の区域は下記のとおりです。

- ・表中の番地は、平成23年1月1日現在の地番をもとにしたものです。
- ・町名の「丁目」については、アラビア数字により表示しています。

南区に属する町名および番地等（50音順）	
あ	会富町, 荒尾町, 荒尾1丁目, 荒尾2丁目, 荒尾3丁目
い	出仲間1丁目, 出仲間2丁目, 出仲間3丁目, 出仲間4丁目, 出仲間5丁目, 出仲間6丁目, 出仲間7丁目, 出仲間8丁目, 出仲間9丁目, 今町
う	海路口町, 薄場町, 薄場1丁目, 薄場2丁目, 薄場3丁目, 内田町
え	江越1丁目, 江越2丁目
お	奥古閑町
か	上ノ郷1丁目, 上ノ郷2丁目, 刈草1丁目, 刈草2丁目, 刈草3丁目, 川口町, 川尻1丁目, 川尻2丁目, 川尻3丁目, 川尻4丁目, 川尻5丁目, 川尻6丁目
こ	幸田1丁目, 幸田2丁目, 合志1丁目, 合志2丁目, 合志3丁目, 合志4丁目, 護藤町
し	島町1丁目, 島町2丁目, 島町3丁目, 島町4丁目, 島町5丁目, 十禅寺2丁目, 十禅寺3丁目, 城南町赤見, 城南町阿高, 城南町碓, 城南町出水, 城南町今吉野, 城南町隈庄, 城南町坂野, 城南町沈目, 城南町島田, 城南町下宮地, 城南町陳内, 城南町高, 城南町千町, 城南町築地, 城南町塚原, 城南町永, 城南町丹生宮, 城南町東阿高, 城南町藤山, 城南町舞原, 城南町宮地, 城南町六田, 城南町鰐瀬, 白石町, 白藤1丁目, 白藤2丁目, 白藤3丁目, 白藤4丁目, 白藤5丁目
す	砂原町
せ	銭塘町

裏面へつづく

た	田井島1丁目, 田井島2丁目, 田井島3丁目, 田迎町大字田井島, 田迎町大字良町, 田迎1丁目, 田迎2丁目, 田迎3丁目, 田迎4丁目, 田迎5丁目, 田迎6丁目
ち	近見町, 近見1丁目, 近見2丁目, 近見3丁目, 近見4丁目, 近見5丁目, 近見6丁目, 近見7丁目, 近見8丁目, 近見9丁目
と	土河原町, 鳶町1丁目, 鳶町2丁目, 富合町榎津, 富合町大町, 富合町御船手, 富合町碓江, 富合町上杉, 富合町清藤, 富合町木原, 富合町小岩瀬, 富合町莎崎, 富合町古閑, 富合町国町, 富合町菰江, 富合町志々水, 富合町釈迦堂, 富合町新, 富合町杉島, 富合町田尻, 富合町西田尻, 富合町平原, 富合町廻江, 富合町南田尻
な	中無田町, 並建町
の	野口町, 野口1丁目, 野口2丁目, 野口3丁目, 野口4丁目, 野田1丁目, 野田2丁目, 野田3丁目
は	畠口町, 八王寺町 (22番に限る。), 八分字町, 浜口町
ひ	日吉1丁目, 日吉2丁目, 平田1丁目, 平田2丁目, 平成1丁目 (4番~16番, 17番7号~16号に限る。), 平成2丁目 (2番7号~8号, 2番22号, 3番~8番, 20番に限る。)
ま	孫代町, 馬渡1丁目, 馬渡2丁目
み	美登里町, 南高江町, 南高江1丁目, 南高江2丁目, 南高江3丁目, 南高江4丁目, 南高江5丁目, 南高江6丁目, 南高江7丁目, 御幸木部町, 御幸木部1丁目, 御幸木部2丁目, 御幸木部3丁目, 御幸西無田町, 御幸西1丁目, 御幸西2丁目, 御幸西3丁目, 御幸西4丁目, 御幸笛田町, 御幸笛田1丁目, 御幸笛田2丁目, 御幸笛田3丁目, 御幸笛田4丁目, 御幸笛田5丁目, 御幸笛田6丁目, 御幸笛田7丁目, 御幸笛田8丁目
む	無田口町
も	元三町, 元三町1丁目, 元三町2丁目, 元三町3丁目, 元三町4丁目, 元三町5丁目
や	八幡1丁目, 八幡2丁目, 八幡3丁目, 八幡4丁目, 八幡5丁目, 八幡6丁目, 八幡7丁目, 八幡8丁目, 八幡9丁目, 八幡10丁目, 八幡11丁目 良町1丁目, 良町2丁目, 良町3丁目, 良町4丁目, 良町5丁目
り	流通団地1丁目, 流通団地2丁目